令和４年度原子力規制委員会

第82回会議議事録

令和５年３月15日（水）

原子力規制委員会

令和４年度　原子力規制委員会　第82回会議

令和５年３月15日

10:30～11:55

原子力規制委員会庁舎　会議室Ａ

議事次第

議題１：北陸電力株式会社志賀原子力発電所２号炉の新規制基準適合性審査の状況及び今後の対応－敷地内断層の活動性評価－

議題２：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所廃棄物管理事業変更許可申請書に関する審査の結果の案の取りまとめ－竜巻対策の変更及び液体廃棄物処理施設の一部使用停止－

議題３：原子力規制委員会組織規則の改正

議題４：東京電力福島第一原子力発電所における令和５年度実施計画検査の基本方針

○山中委員長

それでは、これより第82回原子力規制委員会を始めます。

本日より、原子力規制委員会の出席者、傍聴者など、この場にいらっしゃる方のマスクの着用は個人の判断となりますので、御承知おきください。

最初の議題は「北陸電力株式会社志賀原子力発電所２号炉の新規制基準適合性審査の状況及び今後の対応－敷地内断層の活動性評価－」です。

説明は、地震・津波審査部門の内藤管理官、野田調査官からお願いいたします。

○内藤原子力規制部審査グループ安全規制管理官（地震・津波審査担当）

地震・津波審査部門の管理官、内藤です。お手元の資料、資料１に基づいて御説明させていただきます。

先週の原子力規制委員会において、３月３日の審査会合において、事業者が敷地内断層について、後期更新世以降の活動性は認められないという評価をしたということを石渡委員から報告いたしまして、では、今の審査の状況と今後の進め方について、原子力規制委員会で議論できるような資料を用意してくださいという指示を受けました。それに基づいて用意したものでございます。

件名ですけれども、内容につきましては、北陸電力の志賀２号炉の敷地内断層の活動性に係る新規制基準の審査の状況と今後の対応について、原子力規制委員会にお諮りするものです。

「１．趣旨」に書いてございますけれども、志賀２号機の敷地内断層の活動性評価に係る新規制基準適合性審査の状況について報告するということで、まず、そこの部分を説明した後に、「５．今後の対応」というところで、今後の対応について了承を諮るものというものになってございます。

２.以降の内容につきましては､担当の企画調査官の野田から説明させていただきます。

○野田原子力規制部審査グループ地震・津波審査部門企画調査官

地震・津波審査部門の野田でございます。

「２．経緯」ということで、ここ以降を私の方から御説明させていただきます。

まず（１）ということで「有識者会合での評価」でございます。

志賀２号炉の敷地内断層のうちS-1及びS-2・S-6の２断層につきましては、平成26年３月以降、志賀原子力発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合で議論がなされまして、平成28年４月27日の原子力規制委員会におきまして「北陸電力株式会社志賀原子力発電所の敷地内破砕帯の評価について」という評価書を受け取ってございます。

この有識者会合の評価書の中でございますが、S-1断層の活動性としましては、S-1の北西部につきまして、後期更新世以降に逆断層活動により変位したと解釈するのが合理的と判断されてございます。また、S-2・S-6の活動性につきましては、No.2トレンチにおきましては「S-2・S-6に沿う明瞭な変位は認められないが」としつつも、後期更新世以降に逆断層として活動した可能性があると結論づけられてございます。

また、評価書の中でございますが、今回の評価は限られたデータに基づいて行われていること等から、併せて「今後の課題」が示されてございます。

ここまでが有識者会合での評価でございます。

（２）といたしまして「適合性審査での事業者の説明」でございます。

その後、事業者は適合性審査の中で、評価書で指摘された「今後の課題」を踏まえまして大幅なデータ拡充を行いまして、S-1、S-2・S-6を含む10本の評価対象断層につきまして、鉱物脈との接触関係に着目した手法（鉱物脈法）、上載地層の年代に着目した手法（上載地層法）で活動性評価を行いまして、いずれの断層も明確な証拠により「後期更新世以降の活動は認められない」と評価をしてございます。

２ページ目に進んでいただきまして（３）でございます。「適合性審査での審査チームの評価」ということでございまして、令和５年３月３日の審査会合におきまして、敷地内断層に係る事業者の活動性評価につきまして、おおむね妥当な検討がなされているものと評価をしてございます。

ここまでが経緯でございます。

続きまして、３．ということで「適合性審査の状況」ということで、少し詳細に御説明させていただきます。

審査チームにおきましては、敷地内断層に係る事業者の活動性評価及び「敷地内破砕帯調査に関する有識者会合の進捗状況について」の中で「新基準適合性審査にあたっては、他のサイトと同様に、原子力規制委員会が審査を行い、許認可の可否を決定する。この際、有識者会合による評価を重要な知見の一つとして参考とする他、事業者から追加調査等による新たな知見の提出があれば、これを含めて厳正に確認を行っていく」といったことを受けまして、有識者会合評価書で指摘されました「今後の課題」への事業者の対応、全６項目でございますが、こちらにつきましても、審査会合におきまして審議を行ってございます。

続きまして、事業者の敷地内断層の活動性評価につきまして、まとめてございます。

まず、敷地内におきましては、計36本の断層が認められてございます。この36本の断層につきまして、活動性評価の対象とする断層を選定するために、走向、傾斜などの４項目のデータに基づく系統区分、断層の切り合い関係等々の検討の結果、敷地内断層のうちS-1からK-18までの計10本を評価対象断層として選定してございます。

事業者は、この全て10本の評価対象断層につきまして、鉱物脈法に用いる変質鉱物が少なくとも後期更新世以降に生成されたものではないということを確認した上で、鉱物脈法で活動性評価を行いまして、最新面を横断する鉱物脈に変位・変形が認められませんことから、後期更新世以降の活動は認められないと評価を行ってございます。

また、加えまして、S-1、S-2・S-6、S-4の３断層につきましては、鉱物脈法だけではなくて、上載地層に用いる地層が約12～13万年前に堆積した地層であることを確認した上で、上載地層法でも活動性評価を行い、断層の直上に分布する地層に変位・変形は認められな

いことから、後期更新世以降の活動は認められないと評価を行ってございます。

こうした上記のことから、敷地内断層につきましては、将来活動する可能性のある断層等ではなく、敷地には震源として考慮する活断層はないと評価を行ってございます。

これに対しまして、審査チームとしましては、この敷地内断層に係る事業者の活動性評価につきまして、審査会合におきまして上記の内容、今御説明しました内容が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈別記１、いわゆる解釈別記１でございますが、こういったものでありますとか、敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド、地質ガイドでございます、を踏まえた内容であることが確認できましたことから、おおむね妥当な検討がなされているものと評価を行ってございます。

また「今後の課題」への対応につきましても、後ほど御説明します別紙２のとおり、適正に実施されていることを確認してございます。

ここから結論に行く前に、少しこれまでの説明のところを、別紙と参考を用いて御説明させていただきます。

５ページ目の別紙１の方を御覧いただければと思います。こちらが敷地内断層の分布状況ということでございまして、ちょうど紙面真ん中より上辺りの左側に２号機、１号機がございまして、こういった形で断層が分布しており、このうち赤い線のものが評価対象断層の10本となってございます。

続きまして、別紙２ということで、６ページ目と７ページ、可能であれば見開きで御覧いただければと思います。こちらが「有識者会合による『今後の課題』を踏まえたデータ拡充とその評価結果」ということでございまして、事業者がまとめたものでございます。

表の左側に有識者による「今後の課題」ということで６項目、①から⑥までございます。それに対しまして、事業者がデータ拡充を行いまして、調査項目、あとは、それに基づいた評価結果がこういった形でまとめられてございます。

例えば、鉱物脈法による断層の活動性評価、これに関連するものがちょうど６ページの②③、これが鉱物脈法の活動性評価に関わるものでございます。事業者は有識者会合以降、こういった形で大幅なデータ拡充を行いまして、活動性評価を行ってございます。

続きまして、資料の方、一番最後の14ページ目を御覧いただければと思います。少し断層の活動性評価のところにつきまして御説明させていただきます。

14ページ目は「『活断層等』の判断基準」ということでございまして、こちらは石渡委員の講演資料から引用させていただいてございます。

上の方が上載地層法でございます。上載地層法での活断層等の判断基準としましては、一番右側にございますとおり、12～13万年前の地層、茶色い地層の基底面、ここに断層によるずれ、変位でありますとか、たわみ、変形、こういったものがないということで、一番右のものは活断層等ではないとしてございます。

他方で、左側の二つを見ていただきますと、12～13万年前の地層の基底面でありますと

か、その上の地層がこういった形でずらされている、変位が及んでおりますので、こういったものは活断層等としてございます。

下の鉱物脈法でございますが、こちらも右側のものが活断層等ではないということでございまして、こういった場合ですと、紫の線、こちらが12～13万年前の岩脈若しくは鉱物脈でございますが、こういったものが断層を横断して、かつ、先ほどと同様に断層活動による変位、ずれでありますとか、たわみ、変形がないと。こういったものでありますと活断層等ではないということでございますが、その左側を見ていただきますと、紫の鉱物脈・岩脈が赤い断層によって切られてございまして、こういう場合ですと活断層等に該当するということでございます。

続きまして、資料の方、８ページ目と９ページ目、参考１と２を見開きで御覧いただければと思います。少し、有識者会合とそれ以降の事業者の対応について御説明させていただきます。

まず、８ページ目、こちらは参考１ということでございまして、有識者会合時のS-1の活動性評価でございます。当時は限られたデータで判断を行ってございまして、S-1につきましては、右下に旧Ｂトレンチの北西壁面というスケッチがございますが、基本的にはこういったデータに基づいて判断を行ってございます。

続きまして、９ページ目以降がS-1に関する有識者会合以降の追加検討結果ということで、事業者が大幅にデータ拡充を行っている内容でございます。

資料の方、左側のS-1の調査位置図というところを見ていただければと思います。有識者会合におきましては、この調査位置図の下の方に旧Ａ・Ｂトレンチという位置がございますが、こういったところで判断を行ってございますが、事業者はこの近く、この下のH-6.7、こういったところで鉱物脈法により活動性評価を行い、後期更新世以降の活動がないということを確認してございます。

続きまして、10ページ目、11ページ目の参考３、参考４、こちらも見開きで御覧いただければと思います。

構成につきましてはS-1と同様でございまして、10ページ目、参考３の方が有識者会合時ということで、有識者会合時、上のエリア５の２－２’断面でございますとか、No.２トレンチ、こういったところのスケッチ等々を用いまして判断を行ってございます。

それ以降の対応ということで、11ページ目を見ていただきますと、左側に先ほどと同様に調査位置図がございます。有識者会合におきましては、この下の方のNo.２トレンチ、ここの上載地層法といいますか、スケッチを見て判断を行ってございますが、事業者はこの上側のF-8.5’、この位置で鉱物脈法の活動性評価を行い、後期更新世以降の活動がないという評価を行ってございます。

最後に、次のページ、12ページ目、13ページ目の参考５と６を併せて御覧いただければと思います。

では、事業者がどういった証拠、データで鉱物脈法の判断を行っているかということで

ございまして、12ページ目、こちらがS-1の鉱物脈法による活動性評価ということでございまして、紙面真ん中辺りに薄片①範囲Ａのスケッチというものが示されてございます。ちょうどこのスケッチの真ん中辺りに、緑の矢印で最新面というところが示されてございます。ここが最後に断層活動が行われた面となってございまして、この面に対しまして濃い緑のI/S混合層というものがこの面を横断して分布しており、かつ、この横断面に変位・変形がないということで、事業者は後期更新世以降の活動は認められないと判断を行ってございます。

続きまして、13ページ目、こちらが同様にS-2・S-6の鉱物脈法による活動性評価ということでございまして、こちらも真ん中のスケッチ、薄片①範囲Ａのスケッチを見ていただきますと、また同様に最新面ということで緑の矢印と赤い点線が示されてございますが、この最新面に対して、変質部、I/S混合層がこれを横断して分布し、かつ、この横断部に変位・変形が認められないということから、S-2・S-6につきましても、後期更新世以降の活動は認められないと事業者は評価を行ってございます。

そうしましたら、本文の方に戻っていただきまして、３ページ目の４．の方をお願いできればと思います。４．ということで「適合性審査の状況を踏まえた有識者会合評価書への対応」ということでございます。

まず、有識者会合評価書におきましては、S-1、S-2・S-6の活動性につきまして、後期更新世以降に活動した可能性があると評価されてございますが､適合性審査におきましては、審査チームとしまして、今御説明しましたとおり、後期更新世以降の活動は認められないとした事業者の評価につきまして、おおむね妥当な検討がなされているものと評価し、異なる結果となってございます。

審査チームとしましては、評価書で指摘された「今後の課題」への事業者の対応、先ほど見ていただいた別紙２でありますとか、今御説明した内容につきまして、おおむね妥当な検討がなされていると評価を行ってございまして、その理由・根拠を下の三つのポツで示してございます。

まず、一つ目でございますが、「今後の課題」の中では今回の評価は限られた資料やデータに基づいて行われているとされていること、また、より正確・確実な評価をするためにはデータ等の拡充が必要と考えられるとされていることを受け、事業者はS-1、S-2・S-6の活動性評価につきまして大幅なデータ拡充を行い、評価を見直してございます。

２点目でございます。事業者がS-1及びS-2・S-6を含む10本の評価対象断層の活動性評価に用いた鉱物脈法でございますが、こちらは地質ガイドにも記述されており、かつ、これまでの適合性審査でも用いられ、既許可の原子力発電所等でも適用実績のある手法でございます。

こちらはアスタリスク（※）を下に示してございます。既許可の原子力発電所及び日本原燃の再処理施設、これは全13サイトでございますが、こういったところで適用された敷地内断層の活動性評価手法につきまして、まとめてございます。そのうち、主に鉱物脈法

で評価した施設が計６施設、13分の６施設で鉱物脈法を適用してございます。
　最後のポツでございますが、S-1及びS-2・S-6の活動性につきまして、事業者は鉱物脈法だけではなく上載地層法でも活動性評価を行い、明確な証拠により後期更新世以降の活動は認められないと評価をしてございます。
　続いて、４ページに進んでいただきまして、５．ということで今後の対応方針（案）を示させていただいてございます。
　審査チームとしましては、有識者会合評価書で指摘された「今後の課題」への事業者の対応につきまして、おおむね妥当な検討がなされているものと評価し、S-1及びS-2・S-6の後期更新世以降の活動は認められないとの事業者の活動性評価につきましても、おおむね妥当な検討がなされているものと評価してございます。
　審査チームの評価結果が有識者会合評価書と異なってございますことから、今後の対応といたしまして、改めて有識者の意見を聞く必要性につきまして、以下の２案、第１案としましては、S-1及びS-2・S-6の活動性評価について、改めて有識者の意見を聞く必要がある。第２案、S-1及びS-2・S-6の活動性評価につきまして、改めて有識者の意見を聞く必要はないの以下の２案のうち、いずれかにするか了承いただければと思います。
　私の説明は以上でございまして、御審議のほど、よろしくお願いいたします。
○山中委員長
　それでは、今、審査チームから説明いただきましたけれども、石渡委員、何か追加で御説明いただくことはございますか。
○石渡委員
　今説明いただいたとおりでありまして、私は直接審査に加わっております関係上、私の意見は一番最後に述べさせていただきたいと思います。
　以上です。
○山中委員長
　それでは、御質問、コメントはございますか。
　どうぞ。
○田中委員
　ありがとうございます。
　事業者が大幅なデータの拡充を行い、鉱物脈法、若しくは上載地層法により活動性評価を行い、敷地には震源として考慮する活断層はないとの評価を示し、審査チームにおいておおむね妥当な検討がなされているものと評価したと書かれているのですけれども、質問は「おおむね妥当」の「おおむね」というのはどういう意味なのでしょうか。
○野田原子力規制部審査グループ地震・津波審査部門企画調査官
　地震・津波審査部門の野田でございます。
　この時点で「おおむね」と書いてございますのは、現時点でのデータ・知見に基づいた評価としましては、こういった結果となってございますが、今後、新たな知見、新たなデ

ータが出てきた場合には、必要に応じて再度審議が必要かと思ってございますので、今の時点では「おおむね」という記載をさせていただいてございます。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。また新たなデータが必要だということなのでしょうか。

○野田原子力規制部審査グループ地震・津波審査部門企画調査官

地震・津波審査部門の野田でございます。

現時点におきましては新たなデータ等の必要性はないと考えてございます。

○山中委員長

そのほかはいかがですか。

どうぞ。

○杉山委員

有識者会合というのは、元々どういう、必ず断層の評価においては設置されているのでしょうか。あと、有識者の御意見というのは、どのように使うという位置付けなのでしょうか。

○内藤原子力規制部審査グループ安全規制管理官（地震・津波審査担当）

地震・津波審査部門の内藤です。

まず、有識者会合の位置付けですけれども、原子力規制委員会が発足する前の規制は保安院（原子力安全・保安院）のときにやっておりましたけれども、保安院の時代に、やはり3.11の東京電力福島第一事故を踏まえまして、既許可の断層評価について総ざらいをしています。その中で、６プラントにつきましては、これは調査をしてもう一度データ収集した上で判断をする必要があるということで、追加調査の指示を旧保安院の方で出しています。

原子力規制委員会が発足したときに、追加調査をやっていたサイトにつきましては、原子力規制委員会の方で議論いただいて、それを引き継いだ形で、追加調査の結果を踏まえて、有識者において事業者から出てきたデータに対しての判断をしていただくという形のことを決定いただいて、６施設について有識者会議を進めてきております。

この扱いにつきましてはどうするのかということで、平成26年12月３日の原子力規制委員会の中で議論されていまして、先ほど野田が説明したところでも入っていましたけれども、有識者会合による評価を実施中のサイトについては、可能な限り早期に評価を取りまとめていくと。その際、有識者の評価が分かれる部分があれば、その旨を明記した上で評価書に取りまとめていくという評価書の取りまとめの方針が一つ了承されております。

もう一つは、新規制基準適合性審査に当たっては、他のサイト、有識者会合をやっていない他のサイトという意味で他のサイトですけれども、他のサイトと同様に原子力規制委員会が審査を行い、許認可の可否を決定する。この際、有識者会合による評価書を重要な知見の一つとして参考とするほか、事業者から追加調査等による新たな知見の提出があれ

ば、これを含めて厳正に審査を行っていくという形で、有識者会合の報告書の位置付けを原子力規制委員会の方で了承いただいているという、そういう状況でございます。
○杉山委員
ありがとうございます。
つまり、有識者会合の御意見は、原子力規制委員会、原子力規制庁が判断するときの材料の一つと位置付けられているということで、この適合性の審査においてガイドまで存在するわけで、ということは、つまり、割と、割とではないですね、客観的な評価手法・方法が確立されていて、十分なデータがあれば、専門家による高度な判断が必ずしも必要なく判断できると、そういう技術レベルにあると認識していて、今回、そういう意味で、有識者に改めて御意見を伺わないと我々には判断が難しいと、そういう認識はお持ちですか。
○内藤原子力規制部審査グループ安全規制管理官（地震・津波審査担当）
地震・津波審査部門の内藤です。
今回判断に使っているのは、先ほど御説明しましたけれども、上載地層法と鉱物脈法になります。これについては、一定の審査経験を持っている、審査官資格を取っている審査官であれば十分判断できるものと考えておりまして、特に志賀の今回のものにつきましては、先ほど別紙の方で説明しましたけれども、明確に判断できるような鉱物脈が出されておりますので、我々としては、今回の判断について何か外に確認しないと自信がないとかということではなくて、今回の判断は十分適切な判断ができていると審査官としては考えております。
○杉山委員
ありがとうございます。
そういうことでしたら、私は改めて有識者の意見を聞く必要はないと思います。
以上です。
○山中委員長
そのほか、御意見、コメントでも結構です。
○伴委員
私もちょっと有識者会合についてお聞きしたいのですけれども、この有識者会合の評価書としては、S-1及びS-2・S-6の活動性については、後期更新世以降に活動した可能性があるという結論が出ているのですけれども、この結論に関して、有識者会合の委員の方の間で意見が割れたというようなことはあるのですか。
○内藤原子力規制部審査グループ安全規制管理官（地震・津波審査担当）
地震・津波審査部門の内藤です。
志賀の有識者会合の中においては、意見が割れたという形ではなくて、判断としては、今、伴委員が言われたような形で判断されています。ただ、８ページのところにS-1の評価が書いてございますけれども、ここの中でも、左側の図面で青いところについては、上載地層法で変位・変形がないから動いていないと判断できるとした上で、やはりもう見るこ

とができないトレンチのスケッチ、このスケッチを見ると動いているように見えるということなのですけれども、このスケッチを打ち消すデータが出てこないので、このスケッチに基づけば、動いていると考えるべきだということで有識者の中で意見が出されて、そういう活動性が否定できないという形の判断がなされたものと承知しております。

○伴委員

だから、言い方としては、黒か白かと言われたときに、絶対に黒だとも言えないけれども、白だとも言えない。すなわち黒である可能性を否定できない、手持ちの証拠だけではということで、要は、課題が示されているわけですよね。もっと情報を集める必要があると。そうしないと適正な判断ができないという、そういういわば結論がオープンな状態で終わっているという解釈はできるわけですよね。

○内藤原子力規制部審査グループ安全規制管理官（地震・津波審査担当）

原子力規制庁の内藤ですけれども、そうです。データが足りないので、今で示されているデータで判断する限りにおいては、変位したと解釈するのが合理的という言い方をしていて、動いていないというデータがない以上は、やはり否定はできていないという形の判断だと認識しております。

○伴委員

了解しました。

○山中委員長

有識者の会合の結論といいますか、S-1とS-2・S-6についての活動性の表現が少し違うのですけれども、この差というのは何かあるのでしょうか。それから、今後の課題が挙げられていますけれども、有識者会合で。それは十分解決したと審査チームはお考えでしょうか。

○内藤原子力規制部審査グループ安全規制管理官（地震・津波審査担当）

地震・津波審査部門の内藤です。

S-1とS-2・S-6で若干有識者の書きぶりが違っております。そこの部分については、S-1につきましては、先ほど８ページで御説明したように、スケッチを否定するような明確な証拠がないという形になっております。ただ、一部しか動いていないという評価になっていますので、ここをどういう形で動いたとするのかということについては、S-2・S-6の方の活動性を使っております。

S-2・S-6の方につきましては、上載地層法で変位・変形はないとはしているのですけれども、10ページの資料を見ていただくと、エリア５の２－２’断面の例とか、右側にトレンチの北面ということでありますけれども、段丘面ですので、通常は海側に緩やかに傾斜するという形態をとるのですけれども、S-2・S-6のところを挟んだところで山側がちょっと下がるような傾向が見えるということで、これは断層は地表では動いていないのだけれども、深いところで動いて変形したということが考えられると。

そうすると、この変形をしたことによって、周りに応力がかかりますので、それによっ

てS-1のS-2・S-6に近い部分が動いたとすれば、先ほどのスケッチがきちんと説明できるということの論理構成を有識者会合ではいたしまして、なので、S-1とS-2・S-6の言いぶりが若干変わっているという状況になっています。

もう一つ、有識者会合からの６項目の「今後の課題」でございますけれども、こちらのところでも、S-2・S-6について傾斜の部分のデータをきちんと取る。傾斜があるのか、変形があるのか、ないのかというところとか、深部構造も見た上で判断する必要があるとかというS-2・S-6に関するものがいっぱい出ていますし、先ほど説明したS-1に関するものもあります。

これらについては、審査の中でひとつひとつ見ていまして、これらについても適切な検討がなされていて、先ほどS-2・S-6について山側が下がっているように見えるのは、それは見た目で見えているだけであって、堆積構造を見れば水平成層の形になっているので、そういう変形が起こったということについては、ないだろうということで判断ができるということで我々としては判断いたしております。

○山中委員長

あと、もう一点「今後の課題」というのが全部クリアできたと考えますかというところはどうですか。

○内藤原子力規制部審査グループ安全規制管理官（地震・津波審査担当）

地震・津波審査部門の内藤です。

すみません。「今後の課題」につきましては、資料の６ページと７ページに書いてございますけれども、全てデータ拡充をきちんとした上で、有識者が言っていた「今後の課題」については、解決できていると考えております。

○山中委員長

それでは、そのほか。

どうぞ。

○田中委員

今後の対応をどうするか的な議論の方にもかなり移っているのですけれども、私もちょっと関心があって、平成26年12月３日の原子力規制委員会の資料２をじっくりと読ませていただきました。その中には「２．適合性審査との関係」においては「有識者会合による評価にかかわらず、原子力規制委員会が審査を行った上で許認可の可否を決定する必要がある」というような文章もあり、また「３．今後の対応」の中には、先ほどあった２ページの方と同じような文章が書かれていまして「原子力規制委員会が審査を行い、許認可の可否を決定する。この際、有識者会合による評価を重要な知見の一つとして参考とする」というのが書かれているのですけれども、今後、データ拡充される等々してくると、有識者会合によって新たな知見の提出というのは考えられるのでしょうか。

○内藤原子力規制部審査グループ安全規制管理官（地震・津波審査担当）

原子力規制庁地震・津波審査部門の内藤ですけれども、有識者の話を聞くとしても、事

業者が集めた資料で、我々が審査に用いた、判断根拠とした資料をベースにしての議論になりますので、新たな知見ということはないと考えています。だから、出ているデータが十分であるのかどうなのかとか、そういったことの議論は可能性としてはあり得ますけれども、新たな知見という話ではなくて、今出ているデータでどう考えるのかということの有識者のお考えを聞くという形になりますので、特に新たな知見という形ではないと考えております。

○山中委員長

そのほかにございますか、御意見。

どうぞ。追加で石渡委員。

○石渡委員

では、最後に、私の意見を述べさせていただきますけれども、今回の志賀発電所の敷地内断層の評価につきましては、先ほど説明があったように、有識者会合は、S-2・S-6の地下深部で断層が動いた可能性があって、それによって、S-1断層というのは１号炉のすぐすばを通って、タービン建屋の下を通っているわけです。例えば、８ページを見ていただきますと、この黄色い線が断層なのですけれども、その真ん中辺に「駐車場南側法面」というのがあって、ここでは上載地層法で断層は動いていないということを有識者も確認している。駐車場南東方トレンチの方でしたか。駐車場南東方トレンチの方で確認をしていると。

それで、したがって、動いたとしても、それよりも海側、つまり、原子炉建屋の側、海側に限られるわけです。それで、動いたという証拠になっていたスケッチというのは、旧Ａ・Ｂトレンチの右側に書いてある昔の建設時のスケッチ、これだったわけです。

９ページ、その次のページを見ていただいて、左側がやはり同じようにこれはS-1断層なのですけれども、今回、鉱物脈法で活動性がないと確認したのはどこかといいますと、旧Ａ・Ｂトレンチよりも更に海側、S-2・S-6に近い、すぐ近くの側の黄色い○が二つ並んでいる、そこの場所のボーリング試料で、鉱物脈法で鉱物脈が断層によってずれていないということを確かめております。

したがって、もし有識者の考えだと、ここの部分は必ず動いていなければいけないわけで、そこが全く動いていないということが確認されたということでございますので、活動性は否定ができるということになります。

鉱物脈法はどういう実績があるかということは３ページの下の脚注みたいなところに示してありますが、そもそも私が着任する前に唯一許可が出た川内原子力発電所、ここの敷地内断層の評価も実は鉱物脈法で行われております。それで、その後、６施設について、今まで鉱物脈法で判断してきた実績がございます。

この中で、特に申し上げたいのは美浜発電所３号炉でありまして、ここはそもそも有識者会合が鉱物脈法で活動性がないということを結論したところであります。したがって、鉱物脈法そのものは、有識者もそれはデータがある場合は当然考えに入れてやっているわ

けでありまして、そういう点で、我々だけではなくて、有識者会合のときから実績のある手法であるということであります。

そういうこともございますので、私としては、今回のこの志賀発電所の敷地内断層の活動性評価につきまして、３月３日に、敷地内断層の評価断層10本について、活動性が認められないとした評価というのは妥当であると考えておりまして、改めて有識者の意見を聞く必要はないのではないかと私は考えます。

以上です。

○山中委員長

ありがとうございます。加えて説明をしていただきました。

上載地層法と鉱物脈法の違いというのは、参考７に石渡委員が描いていただいた図面を載せていただいているので、これできちんとその断層に活動性があるかどうかというのを判断できると。あるいは年代をきちんと特定すれば、そういう判断ができるという御説明はこの資料できちんと見ていただけるかと思うのですけれども、それぞれの委員、改めて案１、案２のいずれかということを了承していただけますでしょうか。

○田中委員

私が先ほど質問したこととも絡みますが、新たな知見の提出というのは考えにくいのではないかと思いますし、等々があって、第２案で結構かと思います。

○山中委員長

私も、有識者が提案された「今後の課題」というのは、十分にクリアされて御判断されたものと考えますので、案２で結構かと思います。了承したいと思います。

○杉山委員

先ほどの繰り返しになるところもありますけれども、その判断が主観的なものではなくて、こうであればこうだという明確な考え方に基づいて、データがそれを示すという、そういうものであれば、有識者に改めて御意見を聞くことなく案２のとおり進めてよいと私は思います。

○伴委員

私も案２でいいと思うのですけれども、４ページの、要は、５．のところの２段落目に「審査チームの評価結果が、有識者会合評価書と異なることから」と書いてあるのですけれども、見かけ上は異なりますけれども、矛盾しているわけではなくて、有識者会合のむしろ提言に沿ってデータを充実させたところ､明確にそれを否定できたということなので、むしろ整合する結果ですから、それで、第２案でよろしいかと思います。

○山中委員長

石渡委員も、第２案、有識者の意見を改めて聞く必要はないという、そういう御意見でしたので、５名の委員のいずれも、第２案のとおり改めて有識者の意見を聞く必要はないということで本件は了承したいと思います。

以上で議題１を終了いたします。

次の議題は「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所廃棄物管理事業変更許可申請書に関する審査の結果の案の取りまとめ－竜巻対策の変更及び液体廃棄物処理施設の一部使用停止－」です。

説明は、研究炉等審査部門の志間管理官からお願いいたします。

○志間原子力規制部審査グループ安全規制管理官（研究炉等審査担当）

研究炉等審査部門の志間でございます。

それでは、資料２に基づきまして説明をさせていただきます。

本議題は、JAEA（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）より申請のありました大洗研究所廃棄物管理事業変更許可申請書に関する審査結果の案の決定、及び経済産業大臣への意見聴取の実施の決定について付議し、科学的・技術的意見の募集に関する原子力規制庁の方針を了承することについて、原子力規制委員会にお諮りさせていただくものでございます。

まず、JAEAより申請のありました事業変更許可申請の内容について御説明させていただきたいと存じます。

通しページの４ページの参考を御覧ください。

今回、事業変更申請された変更点は大きく三つございます。

１点目は、①の外部からの衝撃に対する損傷の防止のうち、竜巻に対する設計方針の変更でございます。

２点目は、②の有機廃液一時格納庫の使用の停止、β・γ固体処理棟Ⅲの有機溶媒貯槽を新たに液体受入れ施設に変更するもの。

３点目でございますけれども、③の廃液処理棟の化学処理装置等の使用を停止するという変更でございます。

それぞれどのような変更なのか、順に御説明を申し上げます。

通しページ６ページを御覧ください。

まず、外部からの衝撃に対する損傷の防止のうち、竜巻に対する設計方針の変更についてでございますけれども、既許可の竜巻対策は藤田スケール２の竜巻、最大風速で69m/s程度のものでございますけれども、これに対して、遮蔽機能及び閉じ込め機能を有する設備、機器並びに消火設備のうち、ガス消火設備につきましては、構造健全性の維持により安全機能を確保し、その他の安全機能については、代替設備や機器を用いて安全機能を確保することとしておりました。

更に、これに加えて、藤田スケール１の竜巻、最大風速49m/sでございますけれども、このような竜巻に対して、全ての安全機能を内包している施設や建物も耐えられるようにしますという設計方針を立ててございました。変更は、この藤田スケール１の竜巻に対する設計方針を削除するというものでございます。これが変更点の１点目でございます。

続いて、２点目、有機廃液一時格納庫の使用の停止、β・γ固体処理棟Ⅲの有機溶媒貯槽を新たに液体受入れ施設に変更するものでございますけれども、通しページ７ページ目

を御覧ください。

通しページ７ページに示すフローは、大洗研究所廃棄物管理事業で行われている液体廃棄物と固体廃棄物の処理フローでございます。変更点は、液体廃棄物のうち上から３番目の有機性の液体廃棄物のフローにございます。

これまでは有機性の液体廃棄物が発生しますと、赤枠で囲った有機廃液一時格納庫に一時溜めて、その先のβ・γ処理装置へ焼却処理をする分だけ取り出して有機溶媒貯槽に流しておりまして、有機溶媒貯槽では有機廃液を溜めるということはしていなかったのですけれども、有機廃液の取扱い頻度を減じて漏えいリスクを低減するために、有機廃液一時格納庫の使用を停止しまして、β・γ固体処理棟Ⅲの有機溶媒貯槽で直接受け入れまして、有機廃液を溜められるようにするという変更でございます。これが２点目の変更です。

続いて、３点目の変更でございますけれども、廃液処理棟の化学処理装置等の使用を停止するという変更です。通しページの８ページを御覧ください。

通しページ８ページに示す液体廃液の処理フローのうち、一番上に液体廃棄物Ａから始まるフローがございます。この液体廃棄物Ａというのは、JMTR（材料試験炉）の一次冷却水や実験系の廃液でございますけれども、JMTRが廃止措置に進んだことによりまして、JMTRからの一次冷却水液体廃棄物の発生量が減少することになりました。それによりまして、液体廃棄物Ａを処理するフローのうち、赤の破線の枠で囲った廃液処理棟の化学処理装置と、その化学処理装置につながるセメント固化装置の一部の使用を停止しまして、液体廃棄物Ａの全てを廃液蒸発装置Ⅰで処理してからセメント固化するフローに変更するというものでございます。

今回申請がなされた変更の概要は以上でございます。

通しページ１ページにお戻りください。

通しページ１ページの２．でございますけれども、ただいま説明させていただきましたような変更申請につきまして、審査会合等におきまして審査を進めさせていただきました。その審査の結果、原子炉等規制法に定める許可の基準に適合しているものと認められますことから、別紙１のとおり審査の結果の案を取りまとめました。

別紙１につきまして、御説明させていただきます。通しページ９の別紙１を御覧ください。別紙１は、原子炉等規制法に定める廃棄物管理事業許可の基準への適合性をまとめたものになります。

まず、１．でございますけれども、法第51条の３第１号の技術的能力についてでございますけれども、こちらは通しページ14ページから15ページの添付の審査書Ⅲに審査の結果を記載させていただいておりますけれども、本申請は技術者、有資格者数を申請時点に更新するものでございまして、これら以外は既許可の審査において確認した技術的能力に関する事項から変更がないものであることから、技術的能力指針に適合すると判断するとの審査結果をまとめさせていただいております。

続いて、２．でございます。法第51条の３第１号の経理的基礎でございますけれども、

こちらも本件申請に係る工事に要する資金につきましては、申請者の運営費交付金をもって充当するという計画としていることから、工事に要する資金の調達は可能であり、申請者には本件事業を的確に遂行するに足りる経理的基礎があると認められるとの審査結果をまとめました。

続いて、３．法第51条の３第２号の許可基準規則への適合性についてでございますけれども、冒頭に説明しました三つの変更点につきまして、通しページ15ページから19ページの添付審査書Ⅳに審査結果を示しております。

こちらでは許可基準規則第３条の閉じ込め機能、許可基準規則第８条の外部からの衝撃による損傷の防止、許可基準規則第13条の処理施設について審査をしまして、基準に適合することを確認したことから、基準に適合すると判断するという審査結果をまとめております。

特に竜巻対策の見直しの変更につきましては、通しページ17ページのⅣ－２に示しますとおり、外部からの衝撃による損傷の防止への適合性につきまして審査しまして、既許可における藤田スケール２の最大風速の竜巻に対する設計方針を継続することによりまして、いずれの安全機能も損なわないことから、藤田スケール２の最大風速の竜巻よりも風速が下回る藤田スケール１の最大風速の竜巻に対する設計方針は不要としても基準に適合すると判断する審査結果をまとめております。

続いて、通しページの10ページ、４．でございます。法第51条の３の第３号の保安業務の品質管理体制の整備でございますけれども、今回の申請では廃棄物管理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項に変更がないことから、規則に定める基準に適合すると認められるとの審査結果をまとめております。

通しページ１ページの２．にお戻りいただけますでしょうか。

本変更申請につきましては、ただいま説明させていただきましたが、別紙１のとおり審査の結果の案として取りまとめることを決定していただきたく、お諮りさせていただきます。

続いて、３．でございますけれども、通しページ20ページから22ページの別紙２に示しますとおり、原子炉等規制法第71条第２項の規定に基づきまして、経済産業大臣に意見を聴くことについても決定していただきたく、お諮りさせていただきます。

続いて「４．科学的・技術的意見の募集」でございますけれども、こちらも通しページ23ページの参考１に示させていただきましたとおり、試験研究炉の審査書案に対する意見募集につきましては、リスクの観点から、科学的・技術的に重要な判断が含まれる場合は意見募集を行うことがあり得るとされております。案の１、意見募集を行う、案の２、意見募集を行わない、いずれかの案を御了承いただきたく、こちらもお諮りさせていただきます。

最後に「今後の予定」でございますけれども、案の１のとおり意見募集を行う場合には、経済産業大臣への意見聴取の結果と審査書案に対する科学的・技術的意見の募集の結果を

踏まえて、許可処分の可否について改めて原子力規制委員会にお諮りし、御判断いただきたいと考えております。

また、案の２のとおり意見募集を行わない場合には、経済産業大臣への意見聴取の結果、特段の意見がなければ、原子力規制庁長官の専決処理により行うこととしたいと考えております。この場合、専決処理の結果につきましては、他の専決処理案件を含めて別途報告を行わせていただきたいと考えております。

私からの説明は以上です。御審議をよろしくお願いします。

○山中委員長

御質問、コメントはございますか。

どうぞ。

○田中委員

竜巻に対する設計方針の変更のところで、藤田スケール１の竜巻に対してはということで、この部分は変更というか、削除するという話であったのですが、その辺について、もう少し詳しく説明していただけませんか。どうしてこれまでこれがあったのに、これがなくなるのか。

○金子原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門安全規制調整官

研究炉等審査部門、金子と申します。

前回の許可の際は令和３年（正しくは、平成30年）８月22日に許可を頂いております。志間管理官から御説明がありましたように、あくまでも法令要求は、藤田スケール２の想定竜巻が発生したときに安全機能が失われないようにという要求でございまして、本来であれば、法令要求としては、その安全機能が失われない対策で十分でございました。

当時の考え方といたしましては、藤田スケール２よりも頻度が高い藤田スケール１が発生したときには、せめて建屋を防護することによって安全機能を維持しようと、そういう考え方でございました。

令和３年（正しくは、平成30年）８月22日の許可をこの原子力規制委員会にお諮りした際に、委員からその対策についてもう少し考えた方がよろしいのではないかという御指摘も頂いたものですから、JAEAも含めて今回の対策について変更したという経緯でございます。

○山中委員長

田中委員、よろしいですか。

○田中委員

はい。

○山中委員長

そのほかはいかがでしょう。

どうぞ。

○杉山委員

今の竜巻対策、今の御説明だと技術的な部分がよく分からなかったのですけれども、先日、私、別件でJAEAの大洗に行く機会がありまして、そのときにこの建物を、外観だけですけれども、ざっと見させていただいて、そのとき受けた説明によりますと、結局、実はその建家自体は竜巻に対して堅固なものかというと、壁とか天井とか、必ずしも建家でもって竜巻に耐えるという作りにはなっていない。だけれども、その中に置いてあるもの、この廃棄物は非常に頑丈で重量のあるコンクリート容器などに入れて、更にその容器をただ置いてあるだけではなくて、押さえつけるような形で設置してあると。そういったことをもって、安全機能を直接維持しているような部分に関しては、藤田スケール２に耐え得る。そういう考え方をしているという、そういう説明を受けました。その認識は正しいでしょうか。

○金子原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門安全規制調整官

杉山委員の御認識どおりでございます。説明が足りなかったこと、申し訳ございません。先ほども申し上げましたけれども、藤田スケール２に対しては、仮に建物が損傷したとしても、そのものの設備自体の構造健全性が維持されたり、若しくは代替措置で機能を維持できると、そういうものでございますので、藤田スケール１で建物が損壊を仮にしたとしても、安全機能は維持される設計になっているということになっております。

○杉山委員

ありがとうございます。

つまり、別に建物というか、施設上何かを省略するという意味ではなくて、この許可において、どの部分でその基準適合性を担保するかと、そういう点の説明ぶりというか、それが変わったという認識です。

もう一つの施設の廃止に関わる話は、それはJMTRの廃止措置に伴って、発生する液体廃棄物がなくなったことを受けてということで、そちらは余り技術的な安全上の問題はないと理解しています。

私からは以上です。

○山中委員長

そのほかはいかがでしょう。よろしいですか。

書類は平成30年になっているのですけれども、６ページ、令和３年の間違いですよね、これは。通しページで６ページ、表の①です。竜巻の件ですけれども、これは平成30年は間違いですよね。平成30年で合っているのですか。

○志間原子力規制部審査グループ安全規制管理官（研究炉等審査担当）

これは平成30年で正しいです。

○山中委員長

平成30年で合っているのですね。

私も杉山委員と同じ考えで、廃棄物そのものの保管状態が担保されていれば、建家そのものが竜巻で一部損傷しても特段問題がないということで、この下部を削除してもいいの

ではないかと私も思います。

そのほかはいかがでしょう。よろしいですか。

どうぞ。

○杉山委員

すみません。先ほどちょっと聞き忘れたのですけれども、藤田スケール２の竜巻に対して内容物が耐えられるという、その評価を行うに当たって、何か新しい考え方の導入ですとか、つまり、パブコメ（パブリックコメント）にかけるべき理由みたいなものは何かお持ちですか。

○金子原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門安全規制調整官

研究炉等審査部門の金子です。

藤田スケール２に対する対策につきましては、既許可の対策を維持するということでございますので、今回新たに評価をしたりとか、そういった、藤田スケール２については、してございませんので、新たな技術案件は、事務方としては、ないのではないかと考えております。

○杉山委員

ありがとうございます。

○山中委員長

ほかは特にございませんか。

それでは、別紙１のとおり審査の結果の案を決定することとし、別紙２のとおり経済産業大臣への意見聴取を行うことについて、決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○山中委員長

それでは、そのとおりといたします。

その上で、別紙１の添付の審査書案について、科学的・技術的意見の募集を行うべきかどうかはいかがでしょうか。

○田中委員

私としては行わないことでいいと思います。

○山中委員長

私も特に科学的・技術的な新規性があるとは思いませんので、募集を行わないということで結構かと思います。

○杉山委員

先ほど確認したとおり、新たな議論はなかったということですので、不要かと思います。

○伴委員

私も意見募集の必要はないと思います。

○石渡委員

しかし、藤田スケール１の竜巻に対しては、全ての安全機能を施設の構造健全性維持に

より確保するという文章を削除するのですよね。削除するということは、つまり、先ほど山中委員長もおっしゃったように、もし建家が竜巻で損傷を受けても、放射性物質を保管している部分が損傷を受けなければいいという考え方ですよね。そうすると、つまり、それは考え方をがらっと変えるということになると思うのですけれども、その理解でよろしいですか。
○志間原子力規制部審査グループ安全規制管理官（研究炉等審査担当）
　研究炉等審査部門の志間でございます。
　考え方を変えるというわけではなくて、これはあくまで藤田スケール２という、藤田スケール１よりも大きいものに対して安全機能を保つという考え方は変わらず、それに附帯してという形になるかと思うのですけれども、藤田スケール１に対して安全機能を内包する建家とか施設も守ろうという設計方針を加えていたものを、これを削除するといったところなので、基本は藤田スケール２に対する設計方針であって、それは変えないといったところで考えております。
○石渡委員
　ですから、そういう安全機能を有する設備を内包しているような、そういう建家については、これは構造健全性を維持するということになっていた、藤田スケール１の竜巻に対しては、なっていたものを、その制限を外すといいますか、そういうことですよね。これはそういう理解でよろしいですよね。
○志間原子力規制部審査グループ安全規制管理官（研究炉等審査担当）
　それは御理解のとおりです。
○石渡委員
　だとすると、私はやはりこれはパブコメにかけた方がいいのではないかなと思います。
○山中委員長
　杉山委員、いかがですか。
○杉山委員
　１点確認させてください。今回の対象になっている建物というのは複数あると認識しています。今まで藤田スケール１に対しての防護対象だった建物、その中に実際に廃棄物が入った容器があって、その状態に対して、建物は藤田スケール１に対して、中身は２に対してと、両方を評価していたということでよろしいですか。それとも外側だけ求めたのですか、今まで。
○金子原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門安全規制調整官
　お答えします。研究炉等審査部門の金子です。
　建物自体につきましては、評価自体は藤田スケール１と藤田スケール２で損壊するかという評価をしていますが、前回の許可で構造健全性を維持するという対策をしたのは藤田スケール１についてのみになります。中身につきましては、藤田スケール２についての評価を行っております。

○杉山委員
　つまり、今まで外側の建物側で１の評価をしていたものについては、中身は評価していなかったというわけではなくて、中身に対しては独立に２の評価をしていたかどうかという点は。
○金子原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門安全規制調整官
　独立して藤田スケール２についての評価を行っております。
○杉山委員
　もう一つ、今回、建物側に対しては藤田スケール１に対する要求を外すとした場合に、それはもう竜巻で壊れて飛んでいってしまう可能性があるわけで、今度はその屋根とか壁が飛来物として悪さをするという、そういう部分というのは考慮されているのですか。
○金子原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門安全規制調整官
　ちょっとお待ちください。確認いたします。
○志間原子力規制部審査グループ安全規制管理官（研究炉等審査担当）
　すみません。今すぐには分かりませんので、後ほどこの原子力規制委員会の中でお答えさせていただく形でよろしいでしょうか。
○杉山委員
　はい。お願いします。
○山中委員長
　多分、その相互の影響、今、審査対象になっているものに対して、竜巻に対して損傷するかどうかという話と、他のものに対する影響というのは。
○杉山委員
　他のものというよりは、屋根なり壁が壊れる。それ自身が中身に対して。
○山中委員長
　そういうことですね。それ自身にという。質問の趣旨を私がちょっと取り違えていたのですけれども、趣旨は御理解していますか。
○志間原子力規制部審査グループ安全規制管理官（研究炉等審査担当）
　はい。理解しました。
○山中委員長
　これは後ほど回答できそうですか。
○志間原子力規制部審査グループ安全規制管理官（研究炉等審査担当）
　回答させていただきます。
○山中委員長
　では、結論は最後まで保留しましょう。
　どうぞ。
○片山長官
　すみません。もし間に合わなければ、また後日改めて議題にさせていただきます。とい

うことで、もしこれ以上、御審議すべきことがなければ、次の議題に行っていただければと思います。
○山中委員長
　それでは、少し保留ということで、杉山委員の質問に対する回答が間に合えば、また改めて議論ということですけれども、ちょっと時間的に間に合いそうにないので、また間に合えば持ってきていただいたらいいですけれども、少し保留ということにさせてください。
　それでは、次の議題に移ります。
　それでは、次の議題は「原子力規制委員会組織規則の改正」です。
　説明は、総務課の黒川課長からお願いいたします。
○黒川長官官房総務課長
　総務課長の黒川です。資料３を説明いたします。
　組織規則の改正でありますけれども、これは毎年、大体この年度末の時期にやっているものでありまして、毎年度の機構定員要求の結果を反映するための改正というものでございます。
　２．のところの「改正概要」ですけれども、新旧の方が分かりやすいので、新旧で簡単に説明させていただこうと思います。
　通しページが打っていなくて恐縮です。通しで３ページ、下に打ってあるページの数字でいうと２と書いてあるページでありますけれども、改正点は３点ありまして、１点目が「審査及び検査」というところにラインが引いてあるもの、原子力規制企画課と火災対策室の業務、現在は「火災対策の審査」と書いてあるのですけれども、実態上もう検査もやっていますので、実態に合わせて「審査及び検査」という形に改正するというのが１点目。
　次に、下に２と書いてあるページの左の方に、広報室のところにラインが引いてあると思いますけれども、今、広報室長は関係あるほかの職を占める者をもって充てるという、単独でポストがなくて充て職という形で書かれているのを、それを解消するというのが２点目。
　３点目が、通しの４ページ目、下に３と書いてあるページの中ほどですけれども、上席技術研究調査官、これは現行、下の欄が12人になっていますけれども、14人にするという、この３点を改正するというものでございます。
　１ページ目に戻っていただきまして、これを来年度から施行するということの案になっております。
　「備考」のところで、これは規則に書くべきものより更に細かい規定もありまして、これは本日は資料としてつけていないのですけれども、細則というのがありまして、いろいろな何とか係とか、いろいろ細かい部分まで定められた規定というのも長官決定で行われているものがございますということを備考で紹介をいたします。
　説明は以上です。
○山中委員長

御質問、コメントはございますか。よろしいですか。

特にないようですので、別紙のとおり原子力規制委員会組織規則の一部改正を決定したいと思いますが、そのとおりでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○山中委員長

それでは、そのとおり決定させていただきます。

議題３を終了いたします。

次の議題は「東京電力福島第一原子力発電所における令和５年度実施計画検査の基本方針」です。

説明は、1F室（東京電力福島第一原子力発電所事故対策室）の澁谷企画調査官からお願いいたします。

○澁谷原子力規制部東京電力福島第一原子力発電所事故対策室企画調査官

1F室、澁谷でございます。

資料４に基づきまして、東京電力福島第一原子力発電所における令和５年度実施計画検査の基本方針について御説明いたします。

まず「趣旨」でございますけれども、本議題は、東京電力福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る令和５年度の実施計画検査の基本方針の了承について、諮るものでございます。

「概要」ですけれども、1F（東京電力福島第一原子力発電所）の検査につきましては、1F実施計画検査実施要領において、当該年度の実施計画検査の基本方針については、実施要領において規定する「検査の着眼点」を踏まえて作成し、原子力規制委員会の了承を受けるとしてございます。これを踏まえ、今般、令和５年度の実施計画検査の基本方針を策定いたしましたので、御説明いたします。

このうち施設定期検査につきましては、昨年度の原子力規制委員会での指摘を踏まえ、これまで実施してきた施設定期検査の内容について、リスクマップとの関係を踏まえて、より軽重をつけた検査方針といたしました。

では、３．でございます。令和５年度の実施計画検査の基本方針について、以下のとおりとすることを了承いただきたいというものでございます。

まず「施設定期検査」でございますけれども、こちらは事業者が行う定期の検査において、検査の対象設備が実施計画において要求される性能を発揮できる状態であるか事業者が適切に確認していることを検査するというものです。

また、放射性物質の閉じ込め機能が喪失した際の影響が大きい溶融燃料に触れた水、汚染水を取り扱う系統が含まれる以下の設備のうち、点検計画に基づき分解点検等を行う機器を対象に、放射性物質の閉じ込め機能が維持されているか事業者が適切に確認していることを重点的に検査をいたしたいと考えてございます。

こちらは、原子炉圧力容器、それから格納容器の注水設備、それから汚染水処理設備、

それから放射性液体廃棄物処理施設、それからその関連施設、それから、次のページの油処理設備でございます。

この汚染水を扱う設備のバウンダリ機能につきましては、昨年度の原子力規制委員会の御指摘を踏まえ、リスクマップとの関係を踏まえて施設検査対象とすることが検討され、本年度、試運用を行っていまして、特定原子力施設監視・評価検討会でも議論いたしました。その結果、この検査が施設定期検査に適用できると判断できたことから、本年度より実施計画検査をするということにしたものでございます。

次のページへ行きまして「保安検査」でございます。こちらにつきましては、事業者の保安活動が実施計画に従って適切に行われているかについて、特に昨年11月に１号機の原子炉補機冷却系（RCW）で水素が検出された事象がございました。それから、リスクマップの重点項目、固形状の放射性物質や液状の放射性物質などを踏まえて、以下の３点に重点を置いて確認するということでございます。

一つ目が、１号機RCWで水素が検出された事象に対する対応状況。

それから、固形状の放射性物質のうち、汚染レベルが高いものを対象とした作業の放射線管理の実施状況ということで、具体的には脚注に書いてございますけれども、１・２号機のSGTS（非常用ガス処理系）の配管の撤去であるとか、高性能容器（HIC）内のスラリーの移替え作業のようなものでございます。

それから、３番目がALPS処理水（多核種除去設備等処理水）の海洋放出に関する保安活動の実施状況ということで、海洋放出に伴いまして、運転手順書の整備状況、運用、それから、核種分析手順書の整備や分析などといったようなことについて、保安検査をしたいと考えてございます。

それから、三つ目の「核物質防護検査」でございますけれども、こちらは事業者の特定核燃料物質の防護のために必要な措置が、これまでの実施計画検査の結果を踏まえつつ、実施計画に従って適切に行われているかについて、令和５年度は以下の３点に重点を置くというものでございます。

物理的防護の強度ということで、こちらにつきましては、引き続き出入り管理や侵入検知装置の運用を確認していくというもの。

それから、情報セキュリティシステムの対策ということで、こちらは本年３月に核物質防護システムの更新があったということですので、それに従ってその実施状況を確認していくというものでございます。

それから、防護措置の定期的な評価・改善という形で、こちらについては、適切な改善としてPDCAサイクルが実質的に機能しているかといったような観点から、取組状況を確認していくというものでございます。

「今後の予定」でございますけれども、了承された本方針を踏まえ、令和５年度の実施計画検査の計画を作成し、当該計画に基づいて令和５年４月１日から実施計画検査を行いたいと考えてございます。

計画につきましては、次年度第１四半期に行っている発電炉などの総合評定や検査計画の了承を頂く際に、1Fの計画についても併せて報告していただく予定でございます。

説明は以上になります。

○山中委員長

御質問、コメントはございますか。

○伴委員

補足しますと、今説明があったとおりで、特に施設定期検査に関しては、大幅な変更、これまでのやり方とかなり変えてということになります。昨年の原子力規制委員会の席で余りにもしゃくし定規に過ぎるのではないかというようなコメントを受けて、専門検査部門の方でいろいろ検討していただいた結果、ここに書かれているように、やはり放射性物質の閉じ込め機能をきちんと維持するということが一番大事ではないかということで、その保全という観点から検査をできないかということで１年間いろいろやっていただいて、これでできそうだということなので、今回から本格運用しようという、そういう提案になっています。

それから、保安検査についても、現状のプラントの様々な課題を反映した形になっていますので、大まかな方向性としてはこれでよいのではないかと私は思っております。

以上です。

○山中委員長

そのほかはいかがでしょう。

どうぞ。

○田中委員

今、伴委員が言っておられたこととも絡むのですけれども、やはり廃止措置中の1Fの特徴を踏まえて軽重を考えて、何を注視してしっかりと見て、重点を置いてやっていくのかということを検討されたものだと思います。各々について三つずつ挙がっていますけれども、もちろんこれだけではないのですけれども、これが多分重点的に見ていくものだということで、これで見ていくということで、しっかりとやっていただきたいなと思います。

以上です。

○山中委員長

そのほかはいかがでしょう。

施設検査の方はやはり閉じ込め機能ということを重視されて、メインで検査をされていくという方針で、２番目の保安検査については、これは去年新たに見つかった様々な問題というのを加えてという、そういう認識でよろしいですか。

○澁谷原子力規制部東京電力福島第一原子力発電所事故対策室企画調査官

1F室の澁谷でございます。

その認識で結構でございます。

○山中委員長

そのほかはいかがでしょう。よろしいですか。
それでは、令和５年度実施計画検査の基本方針を了承してよろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○山中委員長
それでは、そのとおり了承させていただくということにさせていただきます。
議題４をこれで終了いたします。どうもありがとうございます。

○片山長官
山中委員長、議題２、回答ができるようでございますので。

○志間原子力規制部審査グループ安全規制管理官（研究炉等審査担当）
よろしいでしょうか。研究炉等審査部門の志間でございます。
先ほど杉山委員から御質問がありました、F1竜巻で壊れたものが飛来物として考慮されているのかといったところを確認しまして、F1竜巻で壊れた建家につきましては、F2竜巻の飛来物の中でしっかり評価されておりまして、それが飛来物として評価した結果といたしましても、安全機能が守られるという結果を確認しております。

○杉山委員
ありがとうございます。
もちろん、その評価において、特段新しい考え方が導入されているわけではないということ。

○志間原子力規制部審査グループ安全規制管理官（研究炉等審査担当）
おっしゃるとおりでございます。

○杉山委員
ありがとうございます。
でしたら、私は、意見募集の必要性について、私の意見は変わらず不要かと思います。

○山中委員長
そうしましたら、意見が少し分かれましたけれども、４対１でパブコメは不要ということでよろしいでしょうか。そのとおり決定（正しくは、了承）させていただいてよろしいですか。

（首肯する委員あり）

○山中委員長
では、そのとおり決定（正しくは、了承）いたしたいと思います。
以上で議題２を終了いたします。
そのほか、何かございますか。
どうぞ。

○杉山委員
東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析に関する活動を原子力規制委員会はやっておりまして、それに関して一つお願いといいますか、提案がございます。

先日、１月25日の第66回原子力規制委員会におきまして、この調査・分析に係る中間取りまとめの案が、2023年版として案が報告されまして、そのパブリックコメントが集まったと聞いております。

その中で、そもそものこの調査・分析の目的を問うような質問があったということで、この活動は、最初までたどれば、平成25年に始まって非常に古いものですけれども、途中、一旦中断を経て令和元年にまた再開してと。この間、いろいろな状況を踏まえて、目的も変わりつつ、その場に応じてやってきたと理解しておりますけれども、改めて令和５年の活動を始めるに当たって、目的を再確認といいますか、再定義することが重要と考えております。

私、この調査・分析に係る検討会に参加しているメンバーとして、私の認識といいますか、考え方をまずはたたき台としてペーパーにさせていただきますので、それに基づいて、どういった認識でこの活動を続けていくのかということを原子力規制委員会として議論する場を設けていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○山中委員長

いかがでしょうか。よろしいですか。

４月からは新たにスタートということで、ちょうど時期的にも適切な時期かなと思いますし、委員の方にも、御希望があれば事故調査・分析に参加していただくということで、目的も少し絞り込むのか、あるいは新たな目的を付け加えるのかということを杉山委員の方で御提案いただいて、委員の間で議論させていただければと思います。御準備が出来次第、御提案いただければと思います。よろしくお願いします。

○杉山委員

ありがとうございます。

○山中委員長

どうぞ。

○森下長官官房審議官

担当の審議官の森下でございます。

先ほど杉山委員から御提案がありました件、御説明にありましたように、現在、事務局でやっておりますパブコメの回答の準備作業といいますか、内容にも関わってきますので、原子力規制委員会で御議論いただいた内容をそこにもリンクさせるような形で、事務方としては、回答案の作成の準備を進めたいと思います。

以上でございます。

○山中委員長

了解しました。この議論は当然パブコメの回答にも関係いたしますので、議論した結果をパブコメにも反映していただくということで、余り時間をかけずに御提案いただけますでしょうか。

○杉山委員

はい。急ぎ資料を作ります。

○山中委員長

それでは、そのように進めていただくようにお願いいいたしたいと思います。

そのほか、何かございますか。よろしいですか。

それでは、本日の会議はこれで終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。